

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

米国公認会計士

島田 光太郎

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）等に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】**1. 本公開草案の検討経緯に関する説明を改めるべきである**

本公開草案第 15 項においては、有償新株予約権を付与する取引を「当該取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかった」として、「ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるのか、複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれるのかが必ずしも明確ではなかった」と説明している。

しかしながら、ストック・オプション会計基準の公表時のコメントにおいて、本件と概ね同様の取引（新株予約権の譲渡により結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引）に関する質問があり、これをストック・オプション会計基準の対象範囲外として整理された経緯がある。当該取引は、未公開会社で公開準備中である企業を想定し、会社がオーナー社長に有償で適正な時価にて新株予約権を発行し、当該オーナー社長が新株予約権を従業員に同額で譲渡する取引であり、オーナー社長を仲介することを除けば、本件と同様の取引であるといえる。これに対し、当時

のASBJは、当該質問に対して「従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた」と回答している¹。これまで有償新株予約権を付与した企業は、その会計処理にあたっては、当該取引を「従業員が新株予約権を購入する取引」と判断し、複合金融商品適用指針を適用してきたものとするが、当該判断の過程において、当時のASBJの上記回答を参照・斟酌した要素も少なくないものと思料する。多くの企業が有償新株予約権の発行における開示資料等において「報酬ではなく投資制度である」と強調していることは、この証左であるとも考える。

従って、本公開草案における説明は、当時のコメント案への回答の内容を信頼し、実務として定着していた実情に対して説明が不足しているものとする。仮に、本公開草案が従来の会計処理の考え方を改めるものであれば、「想定していなかった取引」として「取り扱いが不明確であった」という説明ではなく、「取り扱いを改めるものである」と明記すべきである。

2. 市場価格がある場合を対象外とする合理性が不足している

公開草案においては、第2項にて規定する適用範囲について、市場価格がない新株予約権を対象としており、市場価格のある場合については、適用対象外としている。

これに対して、公開草案の考え方は、権利確定時点での失効見積もりが変更され払込価額と評価額に差が生じる場合にはインセンティブ効果があることを理由として、報酬性があるものとして考えるとの整理である。

この考えに立脚すれば、仮に新株予約権に市場価格があったとしても、払込価額と評価額（市場価格）に差が生じる場合には報酬性のあるものとして扱われなければ整合性が取れないはずである。このような取り扱いとなったのは、市場価格が無い場合には割安価格で新株予約権が付与された蓋然性があることを論拠とした報酬性の判断であるものとして理解しているが、この考え方に立脚すれば、市場価格が存在しない場合であっても、合理的に算定された価額（時価）を対価として付与されたことが認められる場合においては、同様に適用範囲外とすることが整合的である。仮に、市場価格ではない場合の置ける、新株予約権の評価額に「一定の幅がある」ということを理由にする場合には、当該評価額の幅も含めて合理的な金額の範囲内（または、当該「幅」を上回る価額）にて発行がなされている場合には、報酬性も否定されるものとする。

¹ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/summary_stockop.pdf 3頁 範囲（基準第3項）に対する質問を参照

3. 取引の報酬性に関する認識の論点と会計測定に関する論点を混同している

本公開草案では、第 18 項において「付与時に、勤務条件や業績条件が達成されないことによる失効数を見積った上で算出した有償新株予約権の公正な評価額と付与時の当該有償新株予約権の払込金額との差額が概ねゼロであったとしても、権利が確定するまでの間に当該失効の見積数に重要な変動が生じる場合、変動後の見積数により有償新株予約権の公正な評価額を変更することとなる。この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)、(4)及び(5)に記載しているように業績達成のインセンティブ効果を有するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。」とされている。

この考え方は、本件取引を報酬取引と認識したうえでストック・オプション会計基準を適用した後に、当該会計基準の中にて検討される会計測定の論点である。ストック・オプション会計基準の適用対象となるか否か（≒報酬取引であるか否か）という入口の判断において、報酬取引と認識した後での取り扱いの内容を論拠とすべきではない。

有償新株予約権の付与という取引の報酬性の認識は、新株予約権を労働等のサービスの対価として付与しているか否かという「報酬」の定義に該当するか否かによって判断すべきであり、当該サービスの対価であることの理由付けにおいてストック・オプション会計基準における特有の測定基準である「公正な評価単価」（業績条件を評価上考慮しない価格）を前提とした「公正な評価額」の概念を持ち出すべきではない。よって、第 18 項に関する説明については改めるべきである。

4. 「サービスの対価でないことを立証できる場合」に例示を設けるべきである

本公開草案においては、「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」には、当該有償新株予約権の付与はストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとし、複合金融商品適用指針に従い会計処理を行うべきことが示されている（公開草案第 4 項但し書き）。

しかしながら、ここでいう「対価性のないことを立証」するに際して必要となる要件が明示されておらず²、当該規定の適用可否を判断するに当たり実務上の困難さを生じさせる可能性がある。ストック・オプション会計基準第 29 項においては、「経済的に合理的な行動を行う企業が自社株式オプションや自社の株式を付与又は交付するからには、それらは基本的に対価性を有していると考えられる」とあるが、有償新株予約権を付与している企業の殆どは、当該新株予約権の時価に相当する金銭を対価として新株予約権

² この点、ストック・オプション会計基準においても、敵対的買収防止策としての自社株式オプションの付与が「対価関係にある給付の受け入れを伴わない取引」として示されているが、これは無償による自社株式オプションの付与を想定したものであると考えられるため、有償新株予約権の場合において必ずしも当てはまらないものとする。

を付与していることから、当該金銭の払込により対価関係が完了していることを主張することが考えられる。現状の公開草案の記載では、当該主張により対価性に関する立証が可能であるか否かが不明確である。

これは、限定的な例示を行うことにより実務上の判断において柔軟さを損なうことを懸念した配慮であると思われるが、本規定への該当性を判断するための要素を不明確としたままでは、当該規定を適用する際に実務上の判断に多様性を生じさせることも考えられるため、当該規定を適用するための考え方を明示するとともに、要件や例示を設けるべきである。

質問 2 (会計処理に関する質問)

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

1. 有償新株予約権の付与は有価証券の売買として扱うべきである

有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく有価証券の売買としての性格を有するものであり、これを一律に報酬取引と認定する取扱いを行うことは適切ではないものとする。

2. 未公開企業の取扱いを明示すべきである

本公開草案の建付けとして、適用対象として想定される企業に公開企業と未公開企業の区別はないものと見受けられる。その結果、本公開草案が適用された場合においては、未公開企業にもストック・オプション会計基準と同様の取扱いが要求され、同会計基準 13 項に規定される「未公開企業における取扱い」が適用され、ストック・オプションの「公正な評価単価」に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法が選択適用できるものと理解している。

しかしながら、このような取扱いがなされることについて、本公開草案では本文及び結論の背景において明示的に示されておらず、実務上の取扱いについて一定の混乱を生じせしめる可能性がある。したがって、未公開企業における取扱いについては当該特則が適用できる旨を明示することが望ましいと考える。

3. 本公開草案の適用により業績条件の達成可否が異なる場合の取り扱い

本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件を充足することが明らかとなった場合には株式報酬費用が計上されることとなるが、当該費用を計上することを原因として業績条件の達成の可否が異なる場合（＝費用計上の結果として業績目標未達になる場合）には、その失効数の見積もりにおいてどのように考えるべきか、本実務対応報告において一定の説明を設けるべきである。例えば、公開草案における設例において、X4年3月期における営業利益10億円という業績条件達成が見込まれることにより、当該期において株式報酬費用が78,600千円計上されているが、ここでいう業績目標の達成の可否の判断は、株式報酬費用の計上を考慮して10.786億円の達成が見込まれているかをもって判断すべきか否かを明らかにすべきである。

なお、企業による業績条件の達成可能性に係る見積もりにより、株式報酬費用を早期に計上し、業績条件の判定年度における費用計上額を軽減することで、業績条件の達成が可能となる場合も想定される。このような場合には、企業は早期に費用計上を行う等、業績条件の達成可否に伴う失効数の見積もりによる業績条件の達成可否が恣意的に操作することが可能となってしまうことも考えられる。この点について、業績条件の見積もり方法について一定の指針を示す等、見積もりに関する恣意性の影響を軽減するための措置を検討する必要がある。

4. 業績条件の不達成による失効の場合に関する設例を追加すべきである

本公開草案の設例においては、業績条件の判定時点であるX4年3月末の時点までは業績条件による失効数の見直しが行われなかったものとなっているが、実務においては、ある決算期末において一旦業績条件の達成可能性が高くなったと見積もったとしても、その後の業績判定時においては業績条件が達成されずに失効することも多分に生じ得るものとする。特に、上記3のとおり、本公開草案が適用された以降は、業績条件の判定年度より早期に費用計上を行う意図がはたらく場合もあり、その後の実際の業績判定年度においては業績不達成となり失効してしまうケースも相当数生じるものと思料する。

このようなケースでは、業績条件の不達成は権利不確定による失効であることから、ストック・オプション会計基準第7項の取扱いに準拠し、権利不確定により修正されたストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額（ゼロ円）と、これまでに計上した新株予約権の帳簿価額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上することになるものとする。加えて、有償新株予約権においては付与日において払込金額が存在するため、当該払込価額に対しては複合金融商品適用指針第6項における失効時の会計処理が適用されるものとする。その結果、権利確定時において業績条件が未達となった場合には、当該権利確定日の属する期において負の株式報酬費用（販売費及び一般管理費）が計上されるとともに、新株予約権発行時における払込金額に相当する新株予約権戻入益を特別利益として計上するものとする。

一般的なストック・オプションにおける従業員の一部が退職した場合の少数の失効と異なり、業績条件の不達成による失効の場合には、新株予約権の全てが失効するため、ここで生じる負の株式報酬費用の額は多額になることが想定され、この場合の多くの企業においては決算期末において株式報酬費用のマイナス残高が生じるものと思料する。

この点、ストック・オプション会計基準は無償発行を想定したものであるため、払込価額が存在する有償新株予約権においては失効時の取扱いが不明確となる可能性があるとともに、ストック・オプション会計基準の設例においては権利不確定における失効に関する設例は勤務条件の不達成の場合のみであり、業績条件が不達成となった場合の設例が存在しないことから、設例において会計処理の明確化のニーズがあるものとする。

したがって、例えば、本公開草案の設例における X3 年 3 月期において業績条件の達成可能性が高くなり失効数の見積もりに重要な変動が生じたこととして株式報酬費用を計上し、X4 年 3 月期において業績条件が不達成となった場合の設例を設けることが望ましいものとする。

質問 3 (注記に関する質問)

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償新株予約権を付与する取引は報酬ではなく有価証券の売買としての性格を有するものであり、これを一律に報酬取引と認定する取り扱いを行うことは適切ではないものとする。

質問 4 (適用時期及び経過措置に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

経過措置を設けることについては賛同するが、以下の点について一定の検討を要するものとする。

【理由】

1. 経過措置がなければ新株予約権者である従業員等の利益が侵害される可能性がある

本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件の達成が見込まれた場合に株式報酬費用が計上されることとなる。有償新株予約権の発行企業のうち一定数の企業は、本公開草案が遡及的に適用され株式報酬費用が計上されることにより、(株式報酬費用がなければ業績条件を達成するが)業績条件が不達成となる企業が生じ得るものとする。これは、有償新株予約権を保有している従業員等の立場からすれば、本実務対応報告の適用により業績条件の難易度を事後的に引き上げている状況といえる。

有償新株予約権の発行企業は、その殆どが投資制度としてこれを位置付けており、付与対象者である従業員等は新株予約権に設定された業績目標と新株予約権への投資額(払込価額)を考慮のうえ、当該新株予約権に投資している。本実務対応報告の適用が強制されることで、事後的に新株予約権の業績条件が従業員等にとって不利なものに変更されることは、新株予約権者である従業員等の利益を損なうものであり、ひいては当該従業員等の発行会社に対する不信感を抱かせる原因ともなりかねないと考えられる。

また、従業員等が会社に対して支払った(投資した)金銭は、業績条件が達成されない場合には返金もされないことから、本実務対応報告の適用により業績目標の達成が困難となる企業においては、損失を被る従業員等を保護する目的で新株予約権を会社が有償取得する事例も今後生じるものかと考えるが、これは会社財産を従業員等に対して分配する行為にほかならず、既存株主の利益を侵害するものである。

以上の理由から、本実務対応報告の公表日以前に有償新株予約権を付与している企業に対して経過措置を設けるという方針については賛成する。

2. 遡及適用を原則とする旨の記載を削除すべきである

本公開草案では、第31項において公表日より前に有償新株予約権を付与した場合においても本実務対応報告における会計処理を遡及的に適用すること原則である旨が示されている。この点、本実務対応報告の公表日以前に有償新株予約権の付与している企業の多くは当該経過措置の適用を検討することが想定されるが、本公開草案の記載のとおりであると、原則的取り扱いである遡及適用ではなく例外的取り扱いである経過措置を適用する場合に一定の理由の説明が必要とされるように読めてしまう可能性がある。

遡及適用を原則とする旨の記載があることによって、実質的に経過措置の適用が阻害される可能性に配慮し、本実務対応報告の定める会計処理と経過措置については原則・例外という定めではなく、本実務対応報告の公表日より前に付与されたことを条件として任意に選択可能であることを明示するなど、並列的な扱いとすべきと考える。

3. 経過措置を適用した場合の注記項目を見直すべきである

本公開草案では、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を

継続するための要件として、有償新株予約権の内容、規模及びその変動状況の注記が求められている。また、「内容、規模及びその変動状況」の詳細については、財務諸表等規則第8条の15にて定められている。

当該開示を行うにあたり、開示対象となる事項として「付与日における公正な評価単価」があるが、過去に有償新株予約権を発行した企業は、当該新株予約権の付与日時点における時価（業績条件の達成可能性を考慮した価額）に関する情報については保有しているが、当該新株予約権に付加されている条件の一部を敢えて考慮せずに算出した価額（会計基準における「公正な評価単価」）に関する情報は入手していない場合も多い。本公開草案の適用により、これまで必要とされていなかった情報を新たに取得する必要が生じることで、一定のコストが必要となる。

本公開草案第32項において「取引の開始から数年経過している企業が少なくないことを考慮すると、公表日より前に発行された当該権利確定条件付き有償新株予約権について過去に遡って付与日における公正な評価単価や失効の見積数を算定する場合、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる」とあるとおり、本公開草案にて経過的な取り扱いを定める趣旨は、実務上の困難さを軽減するための措置であるにもかかわらず、注記事項として公正な評価単価の開示が求められることで、実務上の負担軽減という趣旨が実質的に機能しないこととなる。

そのため、本件の経過措置を適用する場合における注記事項から「付与日における公正な評価単価」を除外するなど、注記の内容についても一定の見直しが必要である。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見①】 有価証券報告書における報酬開示との整合性について

本実務対応報告を適用するに当たり、有価証券報告書における役員報酬に関する開示の必要性を検討する必要がある。

具体的には、企業内容等の開示に関する内閣府令 二号様式記載上の注意（57）dにおいて役員報酬等の定義があるが、本公開草案の公表により、役員に対して付与された有償新株予約権は当該内閣府令における「報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益」に該当することとなるのかを明らかにすべきである。

この点、金融庁からは2010年3月31日『「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について』において、ストック・オプションの費用計上額が最近事業年度に係る報酬等に該当する旨のコメントが示されており³、一般的なストック・オプションについては、会計上の費用計上額をもって報酬開示の可否を判断しているようである。

³ <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/00.pdf> 質問番号 89 参照

これまで有償新株予約権を発行してきた企業は、有償新株予約権の付与を「新株予約権を購入する取引」と理解していたため、当該規定による報酬開示は不要なものとして取り扱われていたが、本公開草案の規定に従うことで有償新株予約権が報酬として扱われることとなる場合には、本公開草案に従い多額の特定の事業年度に一括して費用計上求められる可能性もあり、既存の金銭報酬額と合わせて1億円以上に該当する者については個人名を含めた開示が必要となるため、有価証券報告書における開示の必要性について明らかにすべきと考える。

【意見②】業績条件の達成可否の判断方法を明示すべきである

本公開草案第5項(5)②において、「付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合（ストック・オプション会計基準第11項の条件変更による場合を除く。）、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す」とあるが、本公開草案、ストック・オプション会計基準及び適用指針のいずれにおいても、業績条件が付されていた場合における、その達成・不達成の見積もりに関する具体的な見積もり方法の指針が明示されていない。

特に、有償新株予約権の業績条件として、将来の特定の決算期に係る利益目標（例えば、営業利益）の達成を条件としている場合において、企業内部の利益計画等を参照して判断すべきか、あるいは実績ベースで判断すべきか等、その方法について実務において多様性が生じる可能性がある。また、会計監査の場面においても、当該見積もりについての検証を行うことが困難な場面が生じ得るものとする。

これは、有償新株予約権のみの論点ではなく、ストック・オプション会計基準が想定していた無償型のストック・オプションにおいても同様の論念が生じ得るものであるが、一般的なストック・オプションには業績条件が付されていない事例が多数なのに対し、有償新株予約権の発行事例の殆どは業績条件が付されていることから、これまでの一般的なストック・オプション以上に明確化の需要があるものとする。

【意見③】業績条件が付されている場合の権利確定日の考え方を補足すべきである

本公開草案では、権利確定日の見積もりにおいて、「業績の達成又は達成しないことが確定する日を権利確定日」としている（第7項(3)）。

この点、有償新株予約権の発行事例を参照する限り、多くの事例において業績条件の判定は当該決算期に係る有価証券報告書（または決算短信等）に記載された数値を参照することとされている。このような場合において、権利確定日として想定すべき日は判定事業年度である決算期末、または有価証券報告書（または決算短信等）の提出日であることが考えられるが、本公開草案においては、その考え方が明示されておらず、実務において多様性が生じる可能性がある。したがって、実務指針としての役割として、このような多様性を避けるため、権利確定日に関する考え方を補足することが望ましいも

のと考える。

以 上